

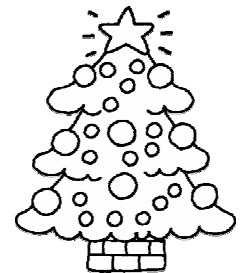
平成 18 年 12 月号  
 檀原商工会議所

短時間労働者雇用管理改善等事業

檀原市久米町 6 5 2 - 2

TEL : 0744 - 28 - 4400

FAX : 0744 - 28 - 4430



### 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用について

すべての法人事務所と、農林水産業など一定の事業種を除く常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の強制適用事業所となります。適用事業所の従業員であれば、パートタイム労働者であっても一定の要件を満たせば被保険者になります。

パートタイム労働者に対する社会保険の適用は、原則次のとおりです。

資格要件	所定労働時間	1 日または 1 週間の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね 4 分の 3 以上である者(注1)	1 日または 1 週間の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね 4 分の 3 以上である者(注1)	
	年収	4 分の 3 以上である者(注1)	原則として年収が 130 万円(180 万円(注2))未満	原則として年収が 130 万円(180 万円(注2))以上
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	健康保険等被用者保険の被扶養者(家族が健康保険等被用者保険に加入している場合)	国民健康保険の被保険者(家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合)
	年金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第 2 号被保険者)	厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者(国民年金の第 3 号被保険者)(配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合)	

(注1) 所定労働時間については、保険者が労働状況などを総合的に勘案して、常用的使用関係にあるかどうかを判断します。

(注2) 認定対象者が 60 歳以上の者である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件該当する程度の障害者である場合。

### 12/12(火)パートタイム雇用管理改善セミナー

を開催いたします!

12月12日(火)、「パートタイマーのやる気を企業活かに」～実際の相談事例から～をテーマにセミナーを開催いたします。短時間労働者を雇用されている事業主の方、また、短時間労働者雇用管理者の方等、ふるってご参加ください。

**日時** 平成 18 年 12 月 12 日(火) 13:30 ~ 16:00

**場所** 檀原ロイヤルホテル

お申込・お問合せは檀原商工会議所・短時間労働者雇用管理改善等事業まで

TEL:0744 - 28 - 4400 FAX:0744 - 28 - 4430

来月号は、「税制の適用」について掲載いたします。



### 編集後記

4月号より始めました「短時間労働者雇用管理改善等事業 通信」、残すところあと3回になりました。

これからも、皆さまのお役に立てるような情報を発信して参りたいと思っています。

来年も、ご愛読のほどよろしくお願い致します。